

委託研究契約書（案）

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第1条 甲は、次の委託研究（以下「本委託研究」という。）の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託研究の課題「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

（2）委託研究の内容及び経費

別紙1 委託研究実施計画書のとおり

（3）履行期限

令和〇年〇月〇日

（本委託研究の実施）

第2条 乙は、本委託研究を委託研究実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。なお、当該計画が変更された場合においても同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、本委託研究に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇、〇〇〇円、消費税率10%）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を委託研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。なお、当該計画が変更された場合においても同様とする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、本委託研究の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（実績報告）

第5条 乙は、本委託研究が終了（本契約の解約を含む。以下同じ。）したときは、本委託研究の成果を記載した委託研究実績報告書を甲に提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第6条 甲は、前条に規定する委託研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託研究が本契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、当該委託研究が本契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

3 前項の委託費の確定額は、本委託研究に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第7条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

ただし、乙が委託研究実績報告書の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第2項に規定する通知の日から30日以内にその支払いを行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額について、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の規定による委託費の概算払請求をするときは、甲の指示に従い請求書を提出するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

（過払金の返還）

第8条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第6条第2項に規定する委託費の確定額を超えたときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

（委託研究の解約等）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約又は変更することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 本契約に違反した場合

(2) 正当な理由なく本契約の履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなった場合

(3) 破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合

2 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により本委託研究の実施が困難となった場合には、委託研究中止申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、本契約を解約又は一部変更することができる。

3 甲は、前二項の規定による本契約の解約又は一部変更により乙に損害が生じたときは、その一切の損害について賠償の責を負わないものとする。

4 乙は、第2項の規定により本契約を解約するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第10条 乙は、前条第2項に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された事項を変更しようとするときは、委託研究計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託研究実施計画書の3の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる各費目間における30%以内の流用（直接経費から一般管理費への流用を除く。）については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(不正申請又は不正行為に対する措置)

第11条 甲は、乙が本契約の締結に際しての不正の申請（以下「不正申請」という。）又は本委託研究の実施に当たっての不正若しくは不当な行為（以下「不正等行為」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して調査等を実施するなど必要な措置を講じることができる。

2 甲は、前項の調査等の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、本契約を解約し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

3 甲は、不正申請又は不正等行為の事実を確認したときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。

4 甲は、前各項のほか、本契約の適正化を図るための必要な措置を講ずることができる。

(違約金)

第12条 甲は、第9条第1項又は前条の規定により本契約を解約するときは、乙に対し、違約金として委託費の限度額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(利息金)

第13条 甲は、不正申請又は不正行為に伴う返還金に利息金を付加するものとする。

2 前項の利息金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利3パーセントの割合により計算するものとする。

(談合等の不正行為に係る解約等)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解約することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その従業員又は役員（以下「従業者等」という。）を含む。次条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により本契約の全部又は一部を解約するか否かにかかわらず、委託費の限度額の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の委託費の限度額の100分の10に相当する金額のほか、委託費の限度額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(研究成果)

第16条 本契約において「本委託研究の研究成果」とは、本委託研究の過程又は結果において得られた発明、考案、意匠、著作物、品種、ノウハウ、研究データ、研究試料、研究材料その他の一切の成果をいう。

2 甲及び乙は、本契約に定めのない本委託研究の研究成果の取扱いに係る事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(知的財産権等)

第17条 甲は、本委託研究の研究成果に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)を乙から承継するものとする。

2 前項の「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。(以下、第1号から第6号までを「産業財産権等」と総称する。)

(1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

(2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

(3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

(4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権

(5) 品種登録を受ける地位又は育成者権

(6) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利

(7) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を含む。)及び外国におけるこれら権利に相当する権利(以下「著作権」という。)

(8) 技術情報のうち秘匿とすることが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙の協議の上、特に指定するもの「以下「ノウハウ」という。」を使用する権利

(知的財産権等の帰属)

第18条 前条の規定にかかわらず、乙が、あらかじめ次に掲げる事項を確認書の提出をもって甲に約した場合、甲は、本知的財産権を乙から承継しないものとする。

(1) 乙は、本委託研究の研究成果に係る発明等(以下「本発明等」という。)を行った場合には、産業財産権等の出願又は申請を行う前に、研究成果報告書により、甲にその旨を報告すること。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合

には、無償で本知的財産権を利用する権利を甲に実施許諾又は利用許諾（以下「許諾」という。）すること。

（３）乙は、本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由がある場合において、甲が当該本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該本知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

（４）乙は、乙が甲以外の第三者に本知的財産権の移転又は許諾（許諾については第２３条第１項に掲げる場合に限る。以下この項において同じ。）をする場合には、あらかじめ甲の承諾を受けること。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除く。

ア 子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号規定する親会社をいう。）に本知的財産権の移転又は許諾をする場合

イ 承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に本知的財産権の移転又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合がその組合員に本特許権等の移転又は許諾をする場合

（５）乙は、本知的財産権について、自ら又は乙から許諾を受けた第三者が国外で実施する場合には、あらかじめ甲の承諾を得ること。

２ 乙は、前項各号に掲げる事項のいずれかについて乙が履行していないと甲が認める場合には、当該履行していないことについて正当な理由がある場合を除き、前項の規定により甲が承継しないこととした本知的財産権を無償で甲に移転しなければならない。

３ 乙は、第１項第４号ただし書きの規定により甲の承諾を受けることなく本知的財産権の移転を行った場合には、移転した旨を甲に書面で報告するとともに、移転する相手方に対し、この条から第２５条までに規定する甲に対する義務を履行するよう約させなければならない。

４ 甲が承継することとなった当該本知的財産権について、乙は秘密保持義務を遵守するほか、甲の指示によりこれを保管、利用等するものとする。

５ 乙は、第２項の規定により無償で甲に本知的財産権の移転をすることとなった場合において、当該知的財産権を既に出願している場合にあっては甲への名義変更を行い、既に当該知的財産権を取得している場合にあっては甲へ当該知的財産権を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は、乙が負担するものとする。

６ 前各項の規定にかかわらず、研究成果報告書その他これに類するものに係る著作権は甲に帰属するものとする。

（著作権等の利用）

第１９条 乙は、本委託研究の研究成果に係る著作物及びその二次的著作物の公表の際には、本委託研究による成果である旨を明示するものとする。

２ 乙は、前条第１項の規定により本知的財産権を承継することとなったときは、本委託研究により甲に納入された著作物に係る著作権については、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

３ 乙は、前項の規定による甲及び甲が許諾した第三者の当該著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が第三者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（研究成果に関する不正な流出の防止）

第１９条の２ 乙は、本委託研究の研究成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

２ 乙は、不正に第三者への本委託研究の研究成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

（特許出願等の報告）

第２０条 乙は、本委託研究の研究成果に係る産業財産権等の出願又は申請（以下「出願等」という。）を行った場合及びその出願等に関して設定の登録等を受けた場合には、特許出願等報告書により、遅滞なく甲に報告しなければならない。なお、当該出願等が拒絶され、又は当該権利が取り消された場合も同様とする。また、乙は、本委託研究の研究成果に係る産業財産権

等の出願等を国外で行う場合には、当該出願等を行う前に、国外での特許出願等報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、本委託研究により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後、遅滞なく著作物通知書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考23等を参考にして、当該出願書類に本委託研究の成果による出願である旨を記載しなければならない。

(国外での自己実施)

第21条 乙は、本知的財産権を、自ら又は乙が許諾をした第三者が国外で実施する場合には、特許権等実施事前協議書により甲に協議し、甲の承諾を得なければならない。

(本知的財産権等の移転)

第22条 乙は、本知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合(第18条第1項第4号アからウまでに掲げる場合を除く。)には、当該移転を行う前に、特許権等移転事前協議書により甲に協議し、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の承諾を得て、本知的財産権の移転をすることとなったときは、第18条から第24条までに規定する甲に対する義務を履行するよう、当該第三者に約させなければならない。

3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、甲との間で調整を行うものとする。

(本知的財産権等の許諾)

第23条 乙は、本知的財産権を甲以外の第三者に専用実施権の設定(独占的通常実施権の許諾を含む。)を行う場合又は外国に籍を有する第三者に本知的財産権の許諾をする場合には、当該専用実施権の設定又は当該許諾が第18条第1項第4号アからウまでに掲げる場合を除き、当該専用実施権設定又は当該許諾を行う前に、特許権等実施許諾事前協議書により甲に協議し、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、第三者に本知的財産権の許諾をした場合には、特許権等実施許諾報告書により、その旨を遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 乙は、第三者に本知的財産権の許諾をする場合は、第18条からこの条までの規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

4 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権の設定又は許諾を行う前に、甲に事前連絡の上、甲との間で調整を行うものとする。

(特許権等の放棄)

第24条 乙は、本知的財産権の放棄をする場合には、当該放棄を行う前に、特許権等放棄事前協議書により甲に報告しなければならない。

(共有に係る特許権等)

第25条 乙は、甲が提供した技術情報又は研究試料(以下「技術情報等」という。)を用いて発明等を行った場合には、甲と共同して特許出願等を行うものとし、その際、甲乙協議の上、それぞれの持分その他必要な事項を定めた共同出願契約を締結するものとする。

2 甲及び乙が、お互いの発明等を合わせて特許出願等を行う場合には、甲乙協議の上、それぞれの持分その他必要な事項を定めた共同出願契約を締結するものとする。

(ノウハウの指定)

第26条 甲及び乙は、本委託研究の研究成果のうち共同してノウハウに該当するものを成した場合は、速やかに甲乙協議の上、書面により指定し、これを秘密として保持するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間、及びノウハウに関する権利の持ち分を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として本委託研究が終了した日の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときには、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長または短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第27条 乙は、本契約の締結後速やかに、その従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が本委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務発明規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約をその従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規程等を定めており、これらを本委託研究に適用できる場合はこの限りではない。

（実施料）

第28条 乙は、第25条に規定する共有に係る本知的財産権の実施をしようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

（財産の管理及び費用の負担等）

第29条 乙は、委託費により購入、製造または取得等（以下「取得」という。）した機械及び備品並びに試作品（以下「財産」という。）を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 乙は、本委託研究の終了までの間、委託費により取得した財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

3 乙は、委託費で購入した財産を継続して使用することについて書面により申し出て、甲が認めた場合には、当該財産を継続して使用することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により継続して使用する財産の管理及び費用の負担等について準用する。

（財産の返還等）

第30条 乙は、本委託研究が終了したときは、委託費により取得した財産を、甲の指示するところにより返還するものとする。

2 乙は、委託費により取得した財産について甲から指示があった場合には、当該指示に従って当該財産を適切に処分しなければならない。

（研究成果の公表等）

第31条 乙は、本委託研究の実施期間中において、本委託研究の研究成果を第三者に知らせようとするときは、本契約において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 甲は、本委託研究の終了後、本委託研究の研究成果を公表するに当たって、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、乙の利害に関係ある事項について、その成果を公表しないことができる。

3 乙は、本委託研究の終了後、研究成果を公表しようとするときは、本契約において別段の定めがある場合及び第18条第1項の規定に基づき甲が乙から知的財産権等を承継しない場合を除き、あらかじめ甲と協議しなければならない。

（本委託研究の調査）

第32条 甲は必要があると認めたときは、乙に対し、本委託研究の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、または実地に調査を行うことができる。

（帳簿等）

第33条 乙は、委託費について、帳簿を備え、乙の事業の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行い、その出納を明らかにするものとする。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、本委託研究の終了した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（普及・事業化等への協力）

第34条 乙は、甲が行う本委託研究に関して、その目指す内容、得られた研究成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本委託研究の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

(追跡調査)

第35条 甲は、本委託研究の成果を対象に、当該研究成果の普及・活用状況について追跡調査を行い、乙に報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第36条 本契約における秘密情報とは、甲及び乙が本契約に関して相手方から開示又は提供された技術上、事業上及びその他一切の情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 秘密である旨の表示が成されている資料（書籍、電子データを格納した電子媒体等の有体物及び電子メールを含む。）に記録されたもの

(2) 口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨が明示され、開示後30日以内に書面により通知されたもの

2 前項で定めた秘密情報には、次の各号のいずれかに該当することが客観的に立証できる情報は含まないものとする。

(1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたもの

(2) 開示又は提供を受けた際、既に公知又は公用となっているもの

(3) 開示又は提供を受けた後、受領者の責によらず公知となったもの

(4) 開示又は提供を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの

(5) 相手方から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの

(6) 秘密情報から除外することについて相手方から事前に承諾を得たもの

3 甲及び乙は、秘密情報を本委託研究の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の承諾を得た場合にはこの限りではない。

4 甲及び乙は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の事前の承諾なくして、第三者に漏えい又は開示しないものとする。

5 甲又は乙は、秘密情報について、参加研究員及び自己に属する本委託研究の管理のため秘密情報を知る必要のある役員及び従業員以外（弁護士、公認会計士等の職務上守秘義務を負う者を除く。）に開示し又は漏えいしてはならない。また、開示に際しては、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示する。

6 甲及び乙は、秘密情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は本委託研究の目的を達成することができない場合以外には、複製してはならない。また、複製を行う場合に、当該複製は必要最低限度でのみ行うものとする。複製した情報は、当該秘密情報と同様に扱うものとする。

7 甲及び乙は、本委託研究が終了した場合、相手方からの別段の指示がない限り、速やかに相手方の秘密情報の全て（複製物を含む。）を返還又は破棄するものとする。

8 前七項の規定は、本契約の終了後も3年間有効に存続する。

(個人情報の取扱い)

第37条 甲及び乙は、本委託研究に関して相手方から取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、本委託研究の目的のために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする

3 甲及び乙は、前二項の規定により取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）を本委託研究の目的以外に使用し又は提供してはならない。

4 前三項については、この委託研究が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第38条 甲及び乙は、保有個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は送信先と共有しなければ本委託研究の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第39条 甲及び乙は、保有個人情報について、漏えい等安全確保上、問題となる事案を把握し

た場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合において、相手方から取得した個人情報に係るときは、相手方に対し、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（本委託研究終了時における個人情報の取扱い）

- 第40条 甲及び乙は、本委託研究が終了したときは、相手方から取得した個人情報を速やかに返還又は廃棄するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第41条 甲及び乙は、自己が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに当該不当介入の事実を相手方に報告し、かつ、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（事故の報告）

- 第42条 乙は、本委託研究において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故等が発生した場合は、その内容を直ちに甲へ報告するとともに、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講じなければならない。

（疑義の解決）

- 第43条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

- 2 本委託研究契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を所管する地方裁判所の管轄に専属するものとする。

（特約条項）

- 第44条 本契約に定める条項以外の特約条項は、別添1「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に定めるとおりとする。

本契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇〇日

委託者（甲） 茨城県つくば市大わし1番地1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長

印

受託者（乙） ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○
○○○○○○○ ○○ ○○

印

